

FM告知端末(なんぶ光ネット)について

オフトークからFM告知放送に切替えて、8年が経過しました。新築やリフォームの際は、下記を参考に必要な手続きをして下さい。

新設とは？

新築、空き家等購入の場合（南部町民であれば初期導入については町で設置負担します。）
※現在の家を取り壊し、建て直す場合は移設となります。

移設とは？

現在、FM告知端末が設置されている住宅等のリフォーム・建替え・解体等に伴い取り外し・再設置等が必要な場合をいいます。

条例に基づき個人負担金が発生する場合があります。

なぜ、個人負担が発生するの？

基本的に南部町民であれば初期導入は町において設置費を負担することとなっております。
初期導入以後の移設経費については南部町行政情報告知施設条例の規定により個人負担をしていただく事となっております。

ただし、町は移設申請者の負担軽減を図るため、移設費用の一部を設置推進費として運用の中で移設費用から控除し、一世帯当たり3万円を限度とした助成をしております。

（例：工事費が5万円だった場合、町で3万円負担、個人で2万円負担となります。）

撤去（脱退）とは？

現在、FM告知端末が設置されている住宅等において都合により「空き家になる」、「解体してしまう」等の理由で、利用の必要がなくなったときは脱退する事ができます。その際は町に連絡をいただき撤去に伺います。（FM告知端末・V-ONUは貸与となっているため）

※FM告知端末・V-ONUの破損・紛失等については弁償となりますのでご注意ください。

（FM告知端末 約4万円、V-ONU 約6万円となります。）

障害とは？

定時放送が流れない、電源が入らない、ラインランプが点滅している等が発生した場合です。
※ラインランプとは、音量つまみの下にあり、光ケーブルに障害が発生したときにラインランプが点滅します。

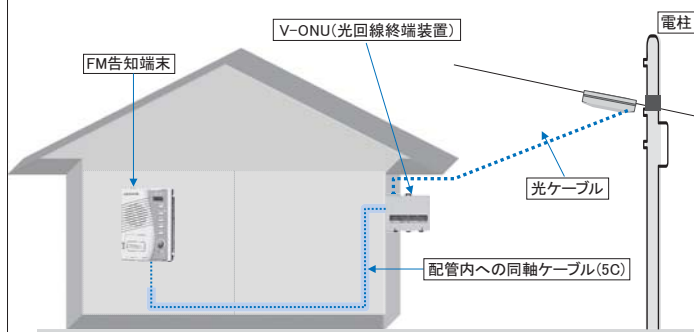
お問合せ・連絡先

総務課 ☎ 66-3401（直通）

情報センター ☎ 66-3600

FM告知端末・V-ONU設置および光ケーブル引込概要図

- ・「V-ONU(光回線終端装置)」を建物の外壁へ、「FM告知端末」を屋内に設置し、2つの機器を同軸ケーブル(5C)で繋がります。
- ・光ケーブルを直近の電柱より「V-ONU(光回線終端装置)」へ引込みます。



機器設置写真(参考)

